

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	墓地条例修正案
1-1	-	-	<p>下記の理由により、業者に墓地等の経営を、市が許・認可するだけでなく、流山市自らが、墓地を市民に直接、売却或いは、貸出する仕組み(含む: 条例)を作ってください。</p> <p>理由</p> <p>(1) 業者は、墓地等を交通の便の良い場所で経営したがる。一般的に、交通の便の良い場所は、多くの近隣住民が居住している。従って、住民とのトラブルは、必ず、多発する。</p> <p>(2) 流山市が、例えば、交通の便の悪い市の所有地を、直接、売却／貸出すれば、住民とのトラブルは、著しく減少する。(この場合、広いパーキング場は必須)</p> <p>(3) 既成の事例としては、高知県高知市 一宮の墓地(売却事例)、東京都所有の小平霊園、八柱霊園(貸出事例)、等がある。</p> <p>(4) 人口の膨張が継続している流山市に、新たな墓地の確保は、必須であり、解決案の1つとしてコメントしました。</p>	<p>市内の寺院及び霊園の墓地は十分な供給数があると推計していることから、市営墓地を設置する予定は現在ありません。</p> <p>従いまして、市が墓地を売却、貸出しする仕組みを作ることは考えていません。</p> <p>今回の条例改正により墓地や納骨堂の建設において、工事前に標識の設置や近隣住民への周知、説明会の開催や協議を義務付けることにより、近隣住民とのトラブルを防止してまいります。</p>	無	